

-国立大学法人京都大学-

チンパンジー用大型ケージ等の整備に当たり、靈長研教員が取引業者に架空の取引を指示するなどして虚偽の内容の契約関係書類を作成させ、架空の取引に係る購入代金を京都大学に支払わせたり、会計規程等の趣旨等に反して契約を意図的に分割したりするなど会計経理が不適正

(前掲130、131ページ参照)

1件 不当金額(支出) 11億2823万円

1 チンパンジー用大型ケージ等の整備の概要

国立大学法人京都大学は、附置研究所等として愛知県犬山市に靈長類研究所を、熊本県宇城市に熊本サンクチュアリをそれぞれ設置している。そして、京都大学は、独立行政法人日本学術振興会の最先端研究基盤事業等における「心の先端研究のための連携拠点(WISH構築)事業の一環として、平成22年度から24年度までの間に、靈長類研究所及び熊本サンクチュアリにおいて、チンパンジー等を対象とした比較認知科学実験用大型ケージ設備(以下「チンパンジー用大型ケージ」)をそれぞれ2基ずつ、計4基を整備している。

また、京都大学は、上記の事業においてチンパンジー用大型ケージ4基を整備するほか、周辺施設、設備等も整備する必要があるとして、22年度から29年度までの間に、文部科学省から交付された研究拠点形成費等補助金(博士課程リーディングプログラム)(以下「形成費等補助金」)、国立大学法人設備整備費補助金(以下「整備費補助金」)及び運営費交付金、振興会から交付された科学研究費補助金(以下「科研費補助金」)、最先端研究開発戦略的強化費補助金(最先端研究基盤事業)(以下「強化費補助金」)及び外国人特別研究員(欧米短期)に係る調査研究費(以下「調査研究費」)並びに民間企業からの寄附金(形成費等補助金、整備費補助金、科研費補助金、強化費補助金及び調査研究費を合わせて「補助金等」)の多様な資金を財源として、23年度から29年度までに、取引業者8者との間で「比較認知科学実験用大型ケージ設備の購入」等の契約計100件(契約金額計12億1237万円)を締結しており、それぞれの契約金額の全額を24年3月から30年4月までに支払っている。

そして、京都大学におけるチンパンジー用大型ケージ等の整備に係る物品の購入等の契約手続は、国立大学法人京都大学会計規程(以下「会計規程」)等の定めるところにより行うこととなっている。また、京都大学は、政府調達に関する協定(以下「調達協定」)の適用対象機関であり、一定額以上の物品等の調達契約(以下「特定調達」)を締結する場合には、調達協定等に基づき必要な手続を行う必要があるほか、補助金等の管理等については、補助金等の交付要綱、「国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程」(以下「適正管理規程」)等に基づき行うことなどとなっている。

2 検査の結果

前記の契約100件(契約金額12億1237万円)を対象として、京都大学及びチンパンジー用大型ケージ等の整備に関する契約を締結した取引業者4者において会計実地検査を行ったところ、チンパンジー用大型ケージ等の整備に係る複数の契約について物品の納入等の事実がないものなどが確認されたことを受けて、京都大学は、令和2年6月にチンパンジー用大型ケージ等の整備に際して契約34件(これらの中には1件の契約について複数の不正使用があったとされているものがあり、その重複を除くと28件となる。)、支払額計5億0669万円について取引業者に架空の取引を指示するなどの不正使用があったなどとする調査報告書を公表した。

本院が引き続き検査したところ、上記の取引業者に架空の取引を指示するなどの不正使用のほかに、平成23年度から27年度までの間に、会計規程等の趣旨等に反して、契約を意図的に分割するなどして一般競争入札が行われていなかったり、特定の取引業者にのみ事業予算額を伝えた上で一般競争入札に参加させるなどして一般競争入札が公正に行われていなかったりするなどしていた契約が27件、支払額計6億2153万円見受けられた。これらを合計すると、不適正な会計経理を行うなどし

ていた契約55件、支払額計11億2823万円となっており、同額が不当と認められる。

- (1) 会計規程等に反して、取引業者に架空の取引を指示するなどして虚偽の内容の契約関係書類を作成させ、正規の契約手続や支払等が行われていなかった事態
契約15件 4985万円
- (2) 会計規程等の趣旨等に反して、契約を意図的に分割するなどして一般競争入札が行われていなかったなどの事態
契約15件 5248万円
- (3) 調達協定等に反して、特定調達等の仕様の策定に直接関与した取引業者を一般競争入札に参加させたり、特定の取引業者にのみ事業予算額を伝えた上で一般競争入札に参加させたりするなどして、一般競争入札が公正に行われていなかった事態
契約12件 9億7019万円
- (4) 会計規程等の趣旨に反して、特定の取引業者に他者の見積書を徴取させていたのに複数者から見積書を直接徴取したように偽っていて、適正な見積合わせが行われていなかった事態
契約18件 7526万円
- (5) 会計規程等に基づく契約条項に反して、使用材料の数量が減少するなど契約内容に重要な変更が生じていたのに契約金額を減額する契約変更等が行われていなかった事態
契約9件 6億2423万円
- (6) 会計規程等に反して、納入された物品が仕様書等で定めた内容と異なっていたり、仕様書等で定めた部品を使用していなかったりしていたのに、納品検査等に合格したとして購入代金を支払っていた事態
契約2件 6083万円
- (7) 会計規程等に反して、(ア)物品が前年度以前に納入されていたり、(イ)翌年度に納入されていたりしていたのに、関係書類に実際の納品日と異なる日付を記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして購入代金を支払わせていた事態
契約3件 5497万円
- (8) 適正管理規程等に反して、最先端研究基盤事業で取得した物品を目的外に使用するなどしていた事態
契約1件 47万円

なお、(2)、(4)、(6)及び(7)(イ)の事態並びに(3)のうち特定の取引業者にのみ事業予算額を伝えた上で一般競争入札に参加させるなどしていた事態(契約27件6億2153万円)は、前記京都大学の調査報告書において不正使用があったと記述されている契約及びその支払額には含まれていない。

表 不適正な会計経理等の財源別・事態別の一覧

財源	検査の結果における事態																純計		
	(1)		(2)		(3)		(4)		(5)		(6)		(7)(7)		(7)(8)				
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額			
形成費等補助金	-	円	-	円	-	円	-	円	-	円	-	円	-	円	-	円	471万		
整備費補助金	-	-	-	-	2	9606万	1	324万	1	3990万	1	5616万	-	-	-	-	3	9930万	
運営費交付金	1	138万	2	811万	1	4998万	5	1965万	1	4998万	-	-	-	1	4998万	-	8	7416万	
科研費補助金	4	1517万	5	1243万	-	-	4	1597万	-	-	1	467万	2	499万	-	-	14	4708万	
強化費補助金	1	284万	3	1492万	9	8億2415万	4	1926万	7	5億3435万	-	-	-	-	-	1	47万	16 8億5172万	
調査研究費	-	-	1	64万	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	64万	
寄附金	9	3045万	4	1636万	-	-	3	1242万	-	-	-	-	-	-	-	-	12	5060万	
計	15	4985万	15	5248万	12	9億7019万	18	7526万	9	6億2423万	2	6083万	2	499万	1	4998万	1	47万	55 11億2823万